

平成25年度第2回青森市指定管理者選定評価委員会会議概要

- 1 対象施設 青森市浅虫海づり公園
- 2 開催日時 平成25年7月5日(金) 10:00~11:00
- 3 開催場所 青森市役所議会棟4階第1委員会室
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員 委員長 相馬 紳一郎(市長公室次長)
委員 増田 一(企画財政部次長)
委員 相馬 政人(市民生活部次長)
委員 岩船 彰(青森中央学院大学教授)
委員 佐々木 信一(東北税理士会青森支部税理士)
 - (2) 施設所管課(事務局) 水産業課 課長 川村 哲朗
主幹 柳谷 勝司
 - (3) 制度所管課 市民政策課 主幹 福島 清裕
主事 田中 浩司

- 5 欠席者 鈴木 裕司 副委員長(総務部次長)
能代谷 潤治 委員(経済部次長)

- 6 議題 募集要項等に係る審査

7 会議概要

初めに、市民政策課より、「指定管理者制度導入基本方針」の改訂内容について、以下のとおり説明があった。

選定基準の「管理について」へ「職員の雇用・労働条件の向上に努めているか」を追加し、応募者には「人件費等内訳書」を提出してもらうこと。

選定基準の「効率性」に関する配点を全体の配点の30%程度から20%程度に変更すること。

次に、配布資料に基づき、事務局(水産業課)より、募集要項・仕様書・選定基準・責任区分等を説明。

(1) 審議結果

募集要項等については、指摘された事項を修正した上で募集に当たること、全委員異議無く全会一致で了承された。

(2) 主な質疑内容

委員：救命胴衣を指定管理者に貸出しするのであれば、備品一覧表に記載した方が良いのではないか。

事務局：記載する。

委員：指定管理者が加入する損害賠償保険では、来園者が不注意でケガをした場合も補償されるのか。

事務局：施設内の事故であれば補償されると聞いている。

委員：軽微な補修は年間10万円までは指定管理者が対応するとのことであるが、10万円の根拠は何か。

事務局：これまでの補修実績を参考として設定した。

委員：選定基準の「利用者を増加させるためのPR等」の配点を高くしているが、どのような内容を想定しているのか。

事務局：現在、市が示す必須事業として行なわれている年1回のフィッシング大会、年3回のサービスデー以外に、利用の促進が図られるような民間事業者のアイデアを期待している。

委員：選定基準3のdの項目について、市が示すイベントのみを行った場合は20点満点中何点になるのか。また、採点上の着眼点は整理されているのか。

事務局：市が示す内容のみであれば、「普通」の10点と考えている。
採点の着眼点については、今後整理しお示ししたいと考えている。

委員：事故発生に対する実地訓練は行われているのか。

事務局：事故が発生した場合の対応方法については、職員研修により周知が図られている。しかし、いわゆる救助訓練のようなものは行われていない。

委員：以前釣り上げた魚が桟橋に放置され、不衛生な状況であったと聞いたことがある。現在の状況はどうか。

事務局：施設の清掃等の管理は適正に行われており、現在ではそのような状況は見受けられていない。

委員：申請書等を市のホームページからダウンロードして、説明会に参加できない団体に対して、事前に連絡することとしているがなぜか。

事務局：質問に対する回答については、応募者全てに周知すべきものと考えている。そのため、連絡先を確認するために記載したものである。

委員：イケスの維持管理に関することの中で、「利用者が容易に釣れる状態を維持すること」とあるが実際可能なものか。

事務局：客観的に判定できない表現であるため訂正する。

委員：要項では、物品等の調達においては、障害者支援施設等から調達するよう記載があるが仕様書には記載がない。仕様書に書かれていないのは不適切ではないか。

事務局：仕様書にも記載する。